

議会基本条例特別委員会（第7回）要点録

- 1 日 時 平成23年3月4日(金)9:29～11:15
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…6条「議員活動の原則」について。
事務局…事務局案は、「政策立案・・・」を追加した。
C委員…維新の会案では、「政策立案・・・」を独立した項とした。また「一部団体・・・
とられず」を追加した。
B委員…維新の会案の「一部団体・・・」は、地域のことは自分たちでももらい議会は
は市政全体をチェックするということを、市民に再認識してもらうため追加した。
A委員…議会の最重要な役割である執行部のチェックをしっかりと位置づけるべき。
例えば事務局案の「政策立案・・・」の前に盛り込む。
G委員…同じく、事務局案に追加するのがよい。
D委員…「政策立案・・・」、 「一部団体・・・」ともに要る。
H委員…事務局案がよい。
F委員…事務局案がよい。
E委員…事務局案に「一部団体・・・」を追加。
I委員…事務局案に「一部団体・・・」を追加。
B委員…「基本理念」を簡素にしたのだから詳しくすべき。
A委員…議員一人一人も市政をチェック・監視する責任があるという表現が要る。
委員長…2項へ「議案の審議又は・・・ほか」を追加するかについて。
G委員…追加する。
A委員…追加する。
D委員…追加する。
I委員…追加する。
E委員…事務局案のまま。
H委員…事務局案のまま。
F委員…議会全体として市政をチェックすると考えて不要と思う。
B委員…調査権は議会にあるので、不要と思う。
A委員…各議員がチェックをすることが大事。要る。
D委員…維新の会案のように独立した項として書くのがよい。
I委員…「議案の審議又は・・・ほか」を事務局案に追加するのがよい。
F委員…I委員に同じ。

E委員…同じ。

H委員…同じ。

委員長…2項は、事務局案に「提出された議案の審議又は審査を行うほか、」を追加する。

(了承)

委員長…「3項」について。

C委員…「一部団体・・・」が議員の仕事という市民の認識を変えたく追加した。

B委員…溝ふたの要望が議員の仕事とされている。地域のことは自ら行い、議会は市政全体のことをすると市民に認識してもらいたい。「一部団体・・・」は要る。

D委員…「一部団体・・・」は要る。

E委員…要る。

I委員…要る。

G委員…不要。

H委員…不要。

A委員…市民との理解の開きを埋めるのも議員の仕事、条文に入れる必要はない。

F委員…逆に「一部団体・・・」があると、今まで議員はこれを仕事としていたと誤解される。こういった前触れを入れず、条文には本旨を簡潔に書くのがよい。

D委員…条文はすっきりとして、不足は解説で触ればよいのでは。

I委員…誤解を招くという意見を聞く中で、要らない気がしてきた。

C委員…他の委員が不要という意見なら、なくてよい。

E委員…議員自身も認識するという意味で追加されたと思う、他の部分で触れては。

B委員…解説の中で触れるなら、なくてもよい。

F委員…この前触れは全ての条文に通じること、あえて入れることで、狭義の仕事をしていただと誤解される。

委員長…協議の結果、「一部団体・・・」は入れないこととする。

(了承)

委員長…「4項」について。どの案も同じなので事務局案とする。

(了承)

委員長…その他、5条、6条を通して。

D委員…「議会の活動原則」、「議員活動の原則」の「の」の位置が違う。

委員長…協議の結果、「議会の活動原則」、「議員の活動原則」に統一する。

(了承)

I委員…5条3項「議会の議決又は運営について」を「議会の議決及び運営について」に変えるべき。

また、5条、6条で「・・・ものとする。」「・・・しなければならない。」が混在している。後者が強い表現と思うが、統一すべきか。

委員長…協議の結果、5条3項は「又は」を「及び」に変える。

(了承)

委員長…表現の混在については。

F委員…条文の内容によって使い分けるべき。

C委員…最後に整理しては。

委員長…「使い分ける」か「統一」するか最後に調整したい。

(了承)

委員長…7条「議決の責任」の条について。どの案も同じなので事務局案とする。

(了承)

委員長…8条「会派」、9条「会派代表者会議」について。

事務局…素案の3項「会派代表者会議」を省いた。同じ内容が9条にある。

C委員…どちらかにあればよい。

A委員…事務局案がよい。

H委員…事務局案がよい。

D委員…9条は「別に定める」とあるが、「会派代表者会議」は会議規則にないので、
8条3項として入れ、9条をなくすのがよい。

I委員…D委員に同じ。

B委員…維新の会案のように「議長の権限と役割」に入れるべき。

D委員…会議規則には「会派代表者会議」がない。あれば9条があってもよい。

F委員…事務局案の「議長及び副議長」へ入れるべき。

委員長…9条があると「会派代表者会議」について「別に定める」必要が生じるが、
この委員会ではできない。

F委員…8条3項の会派代表者会議の部分、事務局案の「議長及び副議長」の条へ
盛り込めばよい。

B委員…同じ。

G委員…同じ。

委員長…8条3項「議長は必要であると・・・代表者の会議を開催する。」は「議長及び
副議長」の条へ入れ、9条を削除する。

(了承)

委員長…「全員協議会」の条について。「・・・必要な事項は、別に定める。」を「・・・
必要な事項は、別に定める。(笠岡市議会会議規則(昭和33年規則第1号)に
よる)」とする。

(了承)

B委員…「全員協議会」の内容をこの条文で定めてはどうか。

委員長…全部に言えることだが、それでは条文が長くなりすぎるので理解されたい。

「議長及び副議長」の条、「正副議長選挙」について。維新の会案のように「正
副議長選挙」の条を独立して明記すべきかどうか。

C委員…正副議長選挙の透明性の点から条項が必要。

B委員…C委員に同じ。

G委員…「議長及び副議長」の条に盛り込めば、独立した条は不要。

H委員…G委員に同じ。

F委員…行政改革推進特別委員会で過去に協議し、決定できなかった経緯がある。この委員会で決定できる事項かどうか疑問である。

委員長…「正副議長選挙」については保留としたい。この条例の重要な部分であり、これ次第で条例自体の方向性が変わる。他市を見ると活発な議会では明記されるようである。各委員は持ち帰り、会派で協議、勉強し、次回以降で協議したい。また、「議長の権限と役割」も保留とする。